

株式会社ONEGO定款

令和2年4月20日 作成

株式会社ONEGO定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ONEGOと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 農業
2. 農作物の生産、加工、販売
3. 農作物の貯蔵及び運搬
4. 農業生産に係る作業委託及び受託
5. 農作物を原材料とする冷凍・冷蔵食品の製造、販売
6. 農作物直売店の経営
7. 飲食業の経営
8. 畜産物の生産、加工、販売
9. 貸農園の経営
10. 農園休憩宿泊施設の経営
11. 農業に関わる機器の開発、製造、販売
12. 農業経営に関するコンサルティング・セミナー開催等
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
14. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を福岡県久留米市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

(手数料)

第11条 当社の株式の株主名簿記載事項の記載又は記録の請求、質権の登録又は信託財産表示請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年4月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主

に対し、会日の3日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任)

第23条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

3 社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の数は500株とし、その払込価額は1株つき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

2 当会社の設立時資本金は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第32条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和3年4月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第33条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 嘉村裕太、築島一典、物部遼平

設立時代表取締役 福岡県久留米市西町133番地1
ペルル久留米西町703号
嘉村裕太

(発起人の氏名、住所及び引受株)

第34条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 福岡県久留米市諏訪野町1-22 ワカナセントラルプレイス 2F
発起人 株式会社SANCYO 375株 金375万円

住所 福岡県久留米市大善寺町黒田447番地2
発起人 築島一典 100株 金100万円

住所 福岡県うきは市浮羽町朝田548番地3
発起人 物部遼平 25株 金25万円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社ONEGOを設立するため、発起人株式会社SANCYO、築島一典、物部遼平の定款作成代理人である行政書士神野聖二郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和2年4月20日

発起人 株式会社SANCYO
代表取締役 嘉村裕太

発起人 築島一典

発起人 物部遼平

上記発起人の定款作成代理人
福岡県久留米市東町38-20
インフィニティカレッジ久留米303
行政書士 神野聖二郎
登録番号 第12402710号